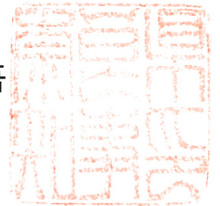




税 第 191 号
平成27年9月17日

奈良県税制調査会
座長 林 宏昭 様

奈良県知事 荒井 正吾



法人県民税特例制度について（諮問）

奈良県税条例（昭和25年9月奈良県条例第34号）第31条の9に規定する法人県民税法人税割については、平成28年3月31日で特例制度の課税期間の期限が到来しますので、平成28年4月1日以降の法人県民税特例制度について、下記のとおり貴調査会の意見を求めます。

記

- （1） 法人県民税特例制度の評価について
- （2） 法人県民税特例制度の税率、課税期間及び適用条件について
- （3） 法人県民税特例制度の用途事業について